

総合政策学科		教授	徳永 光	大学院の授業担当 無
教育活動				
教育実践上の主な業績		年月日	概要	
1 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)				
1	教材選択、授業の進行計画や授業の組み立て、予習のさせ方など、授業の設計に関する工夫。	2012年度～2013年度現在	<p>(1)刑事訴訟法 裁判例を素材として作成した事例と、それを解決するための基礎知識等に関する設問を事前に配布し、予習の目安としている。授業は、基礎的な手続の解説をした後、事前配布してある設問について、学生に解答させ、または解答作成時の疑問点を説明させて全員で検討するなど、できる限り双方向・多方向の授業となるよう意識している。設問は、基礎知識の定着および主要判例に対する理解を得られるような内容で構成し、解説をパワーポイントで図示するなど、学生の理解促進を図っている(設問と解説は、講義支援システムを用いてウェブ・サイトに掲載し、そこからダウンロードできるようにしている)。</p> <p>(2)刑事法演習 オリジナルの事例問題を用いて、毎回担当班(2.3人で構成)が主報告を行い、全員で討論するゼミ形式で進めている。担当班は作成した書面を事前に配布し、受講者全員が予めそれを検討した上で、授業に参加するという形式をとっている。設問にはできるだけ詳細な事実関係を盛り込むよう努め、具体的事案に対する応用力が身につくよう図っている。</p> <p>(3)刑事法総合演習 演習刑事法演習よりも、理論関係、事実関係の複雑な事案を用いて、毎回担当者が報告を行い、全員で討論するというゼミ形式で進めている。元裁判官で現在弁護士の石塚章夫客員教授が毎回の授業に出席し、学生の報告へのコメントや疑問点への解説を適宜行うことで、理論に止まらず、実務家のものの見方や発想を伝えられる授業内容になっている。</p> <p>(4)起案等指導I・II 3年次の選択科目として、刑事法総合演習と同程度の事例問題を出し、全員に対し、授業の前日までに起案した文書を提出させている。授業では、基礎知識の確認や事案の検討にとどまらず、説得的な文章表現の仕方、反対に誤解を招かない表現方法も検討している。提出された起案のコピーを全員に配布することによって、他人の文章に触れることができ、また自分の文章を客観的に見るようにしている。</p>	
2	授業内容の選択や授業実施に当たり、司法制度改革審議会意見書にいう「理論教育と実務教育の架橋」を意識した取組。	2012年度～2013年度現在	<p>(1)刑事訴訟法 学生が単に記憶力に頼った勉強方法で満足しないよう留意している。まずは主要な裁判例を読み込ませることによって、裁判所の述べていることを正しく把握できるよう訓練をしている。また、個別事案の事実関係を理解させ、その上に裁判所の判断が下されていることを意識させるようにしている。</p> <p>(2)刑事法演習 学生が、各自報告あるいは報告に対するコメントを用意する過程において、理論的対立点やそれぞれの帰結の違いを理解するだけでなく、事実関係の見方自体が立場により異なってくることを実感させ、事実に基づいた主張を説得的に展開するにはどうすべきかを考える機会を設けている。</p>	

総合政策学科	教授	徳永 光	大学院の授業担当 無
			<p>(3)刑事法総合演習 現実に生じるものの、教科書に直接的な形では解答が載っていないような事例問題を作成することにより、新たな問題に直面したときの解決能力を養うよう努めている。また、上述のように、実務家である客員教員との合同授業であるため、実務家ならではの発想、ものの見方を学生に伝えることができている。</p> <p>(4)起案等指導I・II 理論面だけでなく、説得的な文章構成、誤解を招かない表現形式を検討することを通して、表現力、文章力を養うことができるように工夫している。</p>
3	授業に当たり、学生に考える力や議論する力をつけさせるための工夫、方法、効果。	2012年度～2013年度現在	<p>(1)刑事訴訟法 学生が、伝統的な講義形式を受けるときのように、知識の伝授をただ待っている姿勢にならないように授業設計することを心がけている。受講者を順に指名し、予習用の設問や、そこから発展した問題について答えさせることで、考える力や迅速に考えをまとめて発言する能力を養うよう努めている。</p> <p>(2)刑事法演習 あえて結論が分かれそうな事例問題を作成しているため、学生どうして議論したり、相手を説得したりすることが活発に行われている。始めに、2,3人の班に分かれて討論させているが、少人数の班内でお互いに意見を出さざるを得ず、全員が授業中に何らかの発言をする機会が確保されているようである。</p> <p>(3)刑事法総合演習 やや複雑な設問を検討させることで、基本原理・原則はもちろん、条文に照らして解決方法を探し出すという能力の涵養を図っている。また、少人数での授業であるため、学生は気兼ねなく、質問をしたり自分の意見を披露したりする雰囲気ができている。</p> <p>(4)起案等指導I・II 刑事法総合演習と同じく、考える力が身につくような問題を作成するよう心掛けている。また、少人数での授業であるため、とくに促さなくても、学生は気兼ねなく、質問をしたり討論をしたりできているようである。</p>
4	授業を進めるに当たり、学生の理解度をチェックする方法等。	2012年度～2013年度現在	<p>(1)刑事訴訟法 双方向の授業により、学生の理解度をチェックしながら授業を進めることができる。また、中間試験の実施とレポート課題によつて、各学生の理解度の確認を行っている。</p> <p>(2)刑事法演習 報告担当班の学生については、報告内容に関する事前の相談や報告内容を通して、その他の学生についても、班内での意見の取りまとめを発表させることによつて、理解度を把握することができる。</p> <p>(3)刑事法総合演習 少人数の授業であるため、報告内容や討論内容を通して、学生の理解度を十分に把握することができる。また、学生が、ある程度理解できたという手応えが得られるまで、丁寧に解説に時間を割くことができている。</p>

総合政策学科		教授	徳永 光	大学院の授業担当 無
			(4)起案等指導I・II 毎回、全員が起案したものを提出し、添削した上で返却しているため、自ずと各学生の理解度を把握することができている。	
5	授業後の学生の理解のフォローの実施、レポート、オフィスアワー等に関する工夫。	2012年度～2013年度現在	<p>(1)刑事訴訟法 授業で使用した設問と解説は、授業後直ちにウェブ・サイトに掲載し、ダウンロードできるようにしている。レポート添削については、一般的な注意点を解説・講評するだけでなく、個別の答案について、出来る限り詳細な添削をするよう心がけている。質問はオフィスアワーに限らず、随時受け付けている。</p> <p>(2)刑事法演習 学期中の2回のレポートは、できる限り詳細な添削をこころがけ、早めに返却するようにしている。また、質問はオフィスアワーに限らず、随時受け付けている。授業中に出席した他の学生からの指摘や議論の内容を反映させて、報告内容を再提出させている。その報告内容を添削し、復習の際の参考として、全員に配布しているが、この添削作業が遅れがちになったのは反省点である。</p> <p>(3)刑事法総合演習 少人数の授業のため、学生からの質問には授業中に概ね答えることができ、疑問点は解消されているようである。質問はオフィスアワーに限らず、随時受け付けている。</p> <p>(4)起案等指導I・II 刑事法総合演習と同様、少人数の授業のため、学生からの質問には授業中に概ね答えることができ、疑問点は解消されているようである。質問はオフィスアワーに限らず、随時受け付けている。</p>	
2 作成した教科書、教材、参考書				
1	ケースメソッド刑事訴訟法(共著)	2007年1月	不磨書房、山口直也・上田信太郎編	
3 教育方法・教育実践に関する発表、講演等				
4 その他教育活動上特記すべき事項				
学会等および社会における主な活動(学外の委員、役職等)				
年月日		活動内容		
1994年～現在		日本刑法学会		
1996年～現在		日本DNA多型学会		
1998年～現在		法と心理学会 (現在・理事)		
2006年～現在		司法福祉学会		
その他				